

○令和 2 年度災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和措置について

令和 3 年 8 月 18 日九総第 919 号施行
令和 4 年 3 月 7 日九総第 2003 号一部改正

現場代理人の兼任については、「工事請負契約にかかる現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領（平成 24 年九重町告示第 115 号）」（以下、「取扱要綱」という。）により常駐緩和を講じているが、今後災害復旧工事を相当量発注する見込みであることから、下記のとおり臨時的措置を実施する。

なお、令和 2 年 11 月 27 日九総第 1432 号制定の「令和 2 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事に関する現場代理人の兼任要件等の特例措置」は廃止する。

1 対象工事等

以下の条件を全て満たす工事について、合計 5 件まで現場代理人の兼任を認めることとする。ただし、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により兼任が適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) 兼任に係る工事が九重町の発注する令和 2 年 7 月豪雨災害以降の災害復旧工事であること。
- (2) 各工事の請負金額が 3500 万円未満であること。
- (3) 当該現場代理人が当該工事以外の工事で建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

また、近接工事の取扱いとして、各工事箇所が 2 キロメートル以内の工事については、工事件数を合わせて 1 件として取り扱うことができるものとする。
※大分県が実施する令和 2 年 7 月豪雨災害復旧工事の特例措置等同様の特例措置に係る現場代理人常駐緩和の取扱いにより現場代理人の兼任を認められた工事については、原則対象外とする。

2 申請

現場代理人を兼任するとき、受注者は工事を監督する執行機関に取扱要綱別記様式「現場代理人兼任届出書」（以下、「届出書」という。）を提出しなければならない。

3 適用期間

本臨時的措置施行日以降に指名通知を行う工事に適用する。ただし、現在施工中の工事については、条件等に該当していれば施行日前でも適用できるものとする。

また、この運用は令和 2 年 7 月豪雨災害復旧工事に係る全工事が完了するまでの臨時的措置とする。

4 変更契約により対象工事の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼任している工事が、変更契約により請負金額が 3500 万円以上となり、兼任対象工事の条件を満たさなくなった場合、新たに専任の現場代理人を配置しなければならない。

5 施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守すること。

- (1) 現場代理人は、常に工事担当課監督員と連絡がとれる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼任するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取り締まりを徹底すること。
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図ると共に、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと。

6 兼任の取り消し

「届出書」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければならない。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼任を継続することが不相当と認められる場合。
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼任を行った場合。

7 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼任配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めること。
- (2) 受注者は、兼任配置の工事において、工期内の履行を徹底すること。